

中国蚕糸業会（東京）から中華民国蚕糸会（北京）へ

—— 蚕業留日学生帰国後の活動の一考察 ——

王 怡 然

はじめに

中国蚕糸業会は、蚕業習得のために来日した中国人留学生（以下、蚕業留日学生と称する）が1908年に東京で創立した民間蚕業研究団体である。日本の蚕業の目覚ましい発展ぶりを目の当たりにした留学生たちは、日本に倣い中国最初の全国的な蚕業団体を作ったのである。その後、この団体は在日本清国公使館の指導を受けながら、会報の発行、論文の発表、政府への提言、資料の翻訳、蚕業調査、会員への技術指導など活発な活動を展開し、清末の蚕業混迷期に新風を吹き込み、民国時代の蚕業発展に向けて基礎作りの役割を果たした⁽¹⁾。

「中国蚕糸業会規則」第2章第2条は、「本会は蚕糸業の志を持つ留日者の組織である。その会所は当分の間東京に設置するが、会員の多数が帰国したり、もしくは国内の会員が増加したりして、(国内に)總會を設立する時期が熟したならば、会議を開き、本会を国内のふさわしい場所に移す議決をするべし。」⁽²⁾と規定されている。この規定から、日本に成立した中国蚕糸業会は暫定的な団体で、いつか中国国内の相応しいところに移ることを目指していることがわかる。また、日本留学中のみならず、帰国後にも中国蚕業の発展のために活動を展開していこうという意欲が窺える。

小論は、中国蚕糸業会会員たちが帰国後に行った活動を検証するための一環として、中華民国蚕糸会を取り上げる。まず全国農会聯合会を取り上げ、その会議に出席した、もと中国蚕糸業会会員であった留日学生が提出した「整頓全国蚕糸業案」を考察して、その案と中華民国蚕糸会発足との関連を明らかにする。ついで、全国農会聯合会と同じ頃に成立した中華民国蚕糸会の成立経緯とその会則を取り上げ、それと中国蚕糸業会との関連を明らかにする。

全国農会聯合会については、先行研究があるが⁽³⁾、聯合会と留日学生との関係や中華民国蚕糸会については、管見の限り論じられることがなかった。新しい資料を掘り起こし、その史実の解明をしたい。

1. 全国農会聯合会の開催

1896年に羅振玉などが近代中国最初の民間農業学術団体である務農会を上海に作り⁽⁴⁾、1907年7月、直隸総督袁世凱が近代中国最初の農業法人社団である直隸農務総会を作った⁽⁵⁾。このような機運を受けて、同年12月に農工商部が『農会簡明章程』23条を發布し、各省の省都に農務総会を、府庁州県に分会を、郷鎮村に分所を設置するよう指示した。こうして農会が全国に広がった⁽⁶⁾。

当時の中国は、「秦漢以降元明にかけて、農政を修めず、農学を講ぜず、日が出ると働き、日が落ちると休むような民の自然な営為に任せてきたため、今日、人口がますます増加し、地の利が開かれず、水旱が相次ぎ、農作物が実らない。」⁽⁷⁾という困難を抱えるようになった。「このような状態が長く継続していけば、国や民が貧困状態に陥ることは想像に難くない。」⁽⁸⁾と政府は農業問題を、農業あるいは農村だけの問題ではなく、国の安泰に関わる重大な社会問題としてとらえ、危機感を抱いていた。農業が立ち遅れた大きな原因は、「一つは知識交換の益に恵まれなかったため、古いしきたりに閉じこもっていた。一つは優劣を比較する資料がないため、改良の術が乏しかった」⁽⁹⁾からと認識され、「全国の農業の改良発達を謀り、各省農業界の代表に全国の農業の状況を知ってもらい、各地の農業知識を交流することを趣旨とする」⁽¹⁰⁾第一回全国農会聯合会⁽¹¹⁾が北京で召集されるようになったのである。

全国農会聯合会は1913年2月1日に北京で開催され、農林部総長陳振先が開会の辞を述べ、内閣総理趙秉鈞の祝辞が朗読され、会長葉可樑⁽¹²⁾、副会長黄召棠がそれぞれ演説をした⁽¹³⁾。開会式が賑やかに行われたのは、これは中国初めての全国農会聯合会で、しかも民国期になって開催された全国規模の会議だったからである。

聯合会に89人の各省の農会代表、18人の農林部派遣の会員が参加した⁽¹⁴⁾。表1から分かるように、その参加者には東京で成立した中国蚕糸業会と関わりのあった者も含まれていた。

表 1. 全国農会聯合会参加者と中国蚕糸業会関係者

順番	姓名	別号	本籍	代表	連絡先	中国蚕糸業会との関わり
1	倪紹雯	軻安		浙江省農会	杭州西湖浙江蚕桑学校	中国蚕糸業会書記幹事、第3代会長
2	劉安欽			四川省農会		中国蚕糸業会初代副会長、第2代会長
3	李嘉瑗	璧全	雲南昭通府武廟街	雲南実業司		中国蚕糸業会会員
4	黄公邁	楣西	杭州広興巷	農林部派遣		中国蚕糸業会会員
5	馬継良			湖北実業団体		中国蚕糸業会名誉賛成員

出典：『全国農会聯合会第一次紀事』の「各省代表一覧表」(31頁)より作成。但し、「中国蚕糸業会との関わり」の欄の内容は筆者による。

表1にある倪紹雯、劉安欽、李嘉瑗の3人は、1907年8月に、農商務省が創立した日本初の官

立蚕糸業学校である東京蚕業講習所の養蚕や製糸本科に官費留学生として入学し、1910年に卒業⁽¹⁵⁾、その二年半後、今度はそれぞれ浙江省農会、四川省農会、雲南実業司の代表として全国農会聯合会に参会した。また、黄公邁は倪紹雯らと同年に、農商務省が二番目に創立した官立蚕糸業学校である京都蚕業講習所本科に官費生として入学し、同1910年に卒業した⁽¹⁶⁾。彼は農林部派遣の枠で同会に出席した。このように、この4人は同級生であったり、中国蚕糸業会との関わりがあったりしたことがわかる。同会には、中国蚕糸業会名誉賛成員であった馬継良も湖北実業団体の代表として出席していた。

農林部農務司勤務の李嘉瑗は聯合会組織委員会の委員として、「招待員」（接待係）⁽¹⁷⁾や「審査股」（議案審査員）⁽¹⁸⁾を担当し、劉安欽らは「四川省農業情形」という題で大会で報告を行った⁽¹⁹⁾。劉らは、農政科・樹芸科・蚕糸科（蚕種製造、蚕病予防、生糸検査、模範製糸工場、生糸輸出調査、蚕業講習所など）・墾務科・林政科の実績、前年の農務行政経費、農民の農業経営の現状を一通り報告したうえ、日本の組合法規に倣い、中国農業の現状に合致した生産組合法規を速やかに公布する必要性に軸足を置き、具体的に訴えた⁽²⁰⁾。

2. 「整頓全国蚕糸業案」と四川省出身留学生の上書

全国農会聯合会開催中（1913年2月1日～3月4日）に、農林部が提出した議案（21件）と会員が提案した議案（28件）につき審議が行われた。その中には、蚕糸業関係のものとして「整頓全国蚕糸業案」（全国蚕糸業整頓案）、「設立女子簡易蚕業伝習所案」（女子簡易蚕業伝習所設立案）、「創設生糸検査所草案」（生糸検査所創設草案）（以上、本部提議未決各案）、「実行推广蚕糸業教育草案」（蚕糸業教育推進拡大実行草案）、「原蚕種製造所案」（原蚕種製造所案）、「擬請設立蚕種検査局案」（蚕種検査局設立上申案）（以上、会員提議通過各案）など6件が含まれていた。

農林部は、聯合会代表の専門性について最初は「農林墾牧水産蚕糸等」の分野のうちのどの分野かを特に規定しなかったが、その後、茶・生糸は重要な農産品で、この分野の専門家がいないと審議の効果に影響が出る恐れがあると考えて、茶・生糸を生産する省に、この分野の専門家を派遣するように迫って指示を出した⁽²¹⁾。この指示に基づき、全国各地から蚕業留日学生を含む多くの蚕糸業代表者が派遣されていたため、そこで出された提案には蚕糸業関係のものも多く含まれていたと考えられる。

以上の議案については資料がないため詳細は不明であるが、「整頓全国蚕糸業案」だけは、聯合会開催の数ヶ月後に、「整頓全国蚕糸論（中央農事聯合会草案）」という題で『申報』に1913年7月13日、22日、24日、25日の4日間にわたって連載された。この提案は、（一）蚕糸業専科の設置、（二）蚕業講習所の設置、（三）蚕種・桑種の統一、（四）蚕糸業公団創設の奨励、（五）蚕糸業総会の設置、（六）蚕種検査所の設置、（七）国内外蚕糸業調査表の制定、（八）稚蚕共同飼育場の設置をめぐって5千字ほどを費やして行われている。これだけの長文が連載されたのは、この話題は蚕糸業者のみならず、読者一般の高い関心事でもあると判断されたからであろう。

提案者の氏名は明記されていないが、過去に留日学生が政府へ提出した上書と対照すると、ほぼそのまま上書の文言が用いられていたことがわかる。付録1は両者の一致する例である。それをまとめると以下の通りである。

(書き出し)

出典：杜用選「上農工商部稟」、『中国蚕糸業会報』1910年4月第3期

(一) 蚕糸業専科の設置

出典：石蘊光・陳蔚文「上川督蚕業政策書」、同1909年11月第2期

陳顕忠「上農工商部改良蚕糸業進行之政策書」、同1910年6月第4期

(二) 蚕業講習所の設置

出典：陳顕忠「上農工商部改良蚕糸業進行之政策書」、同第4期

石蘊光・陳蔚文「上川督蚕業政策書」、同第2期

(三) 蚕種・桑種の統一

出典：陳顕忠「上農工商部改良蚕糸業進行之政策書」、同第4期

(四) 蚕糸業公団創設の奨励

出典：陳顕忠「上農工商部改良蚕糸業進行之政策書」、同第4期

(五) 蚕糸業総会の設置

出典：宋麓森「上川督蚕糸業条陳」、同1910年10月第5期

(六) 蚕種検査所の設置

出典：宋麓森「上川督蚕糸業条陳」、同1911年1月第6期

すなわち、「整頓全国蚕糸論」に記された8件のうち、(七) 設立国内外蚕糸業調査表と (八) 設立稚蚕共同飼育場以外は、内容ばかりでなく、表現も留学生の上書に基づいていることがわかる。そのうち、杜用選の「上農工商部稟」、石蘊光・陳蔚文の「上川督養蚕政策書」、陳顕忠の「上農工商部改良蚕糸業進行政策書」、宋麓森の「上川督蚕糸業条陳」の4件の上書は、「整頓全国蚕糸論」の書き出しから提案(六) 蚕種検査所の設置に至るまで生かされ、特に陳顕忠の上書は(一)～(四)において大量に引用されている。

また、これらの上書の作者、杜用選(四川省西陽州)、石蘊光(四川省重慶府巴県)、陳蔚文(四川省順慶府鄰水県)、陳顕忠(四川省重慶府江津県)、宋麓森(四川省資州府仁寿県)は、みな四川省の出身であった。したがって、この農会聯合会に提出された「整頓全国蚕糸業案」の多数は、元四川省留日学生の上書に基づき執筆されたことがわかる。

3. 中華民国蚕糸会の設立

中華民国蚕糸会⁽²²⁾は1913年2月に北京で発足した全国蚕糸業団体である。従来、学界で言及さ

れたことがなく、謎に覆われた部分が多いが、その成立に至る史実を少しでも解明したい。

1912年9月、「中華民国蚕糸総会之出現」という記事が北京の新聞紙に掲載された。

近頃、実業に熱心な方が京師にて中国養蚕法の改良を目的とする蚕糸総会を組織する運びとなった。昨日、全浙会館にて茶話会を開き、その進行方法について相談したという⁽²³⁾。

参加者は明記されていないが、1912年9月13日に一回目の「蚕糸総会」創設相談会が北京の全浙会館で行われた。その後、「中国蚕糸総会準備処告示」に、

本会は前に全浙会館にて第一回茶話会が行われ、仁銭会館を仮の準備処にすることを議定したが、該所は遠くて交通が不便なため、同人と改めて相談したすえ、順治門外国風日報館に移して、該所を準備進行事務所とすることになった。本会に書簡や電報などの連絡がある場合には、該処の張伯亞君⁽²⁴⁾へご連絡願いたい⁽²⁵⁾。

とあり、蚕糸総会準備委員会の事務所が「仁銭会館」から「順治門外」にある「国風日報館」⁽²⁶⁾に変更したことを通知している。

その後の準備委員会に関する消息は史料がないため、把握できていないが、成立大会が開催される直前に、新たな広告が出され、成立大会の日時、会場、会費などが公表された⁽²⁷⁾。このような準備を経て、1913年2月28日午後1時に、北京宣武門外後孫公園安徽会館内で全国農会聯合会開催中の会場を借りて、中華民国蚕糸会成立大会が無事に開催された。全国農会聯合会が開催中のこともあり、蚕糸会の会員以外に、各省の農会代表や京師各界の代表が大勢来場した。この日はたまたま清朝の隆裕太后（1868～1913）の葬儀と重なったため、農林部の総長（陳振先）、次長及び工商部総長劉麟生（劉揆一）は蚕糸会成立大会に出席できなかったが、それぞれ代理を派遣して挨拶を行わせたという⁽²⁸⁾。

大会ではまず、張秋白⁽²⁹⁾による該会の発足経緯に関する報告があった。その中で、張は、前年の冬に該会を発起して以来、数ヶ月経った今日になって開催された理由について、まず「大会準備途中における手続きが不十分であるうえ、最も寒い時期に、各省の代表が遠路わざわざ参会するのはきわめて不便だからである」と説明した⁽³⁰⁾。国土の広い中国で全国大会を招集することがいかに難しいかが窺える。張は、さらに、

本会は留日蚕業学士倪紹雯、李嘉瑗、劉安欽、黄公邁、朱顕邦の諸君が組織された中国蚕糸業会と同じ趣旨であるし、〔組織の〕性質も手続きもきわめて似ている。それに本会の発起人の多くが中国蚕糸業会の重要なメンバーであったため、彼らに相談してみたところ、全国蚕糸業の統一機関として両会が合併することに大いに賛同してくれた。中国蚕糸業会のすべての会員、および法律上発生すべき一切の効力は、合併後の本会においても引き継がれること

になる。但し、前中国蚕糸業会の名義とその機関については、当然消滅するが、その合併問題についてはすぐ実現できず、今日になってはじめて功を奏するにいたった次第である⁽³¹⁾。
(引用文中の〔 〕は引用者による補注である。以下同じ。)

と述べて、中華民国蚕糸会と中国蚕糸業会の趣旨が同じであり、前者の発起人に後者の会員が多く含まれていたため、自然に両会合併の流れになったことなどを説明した。

張に続いて、臨時主席に選出された李嘉瑗は、東京留学中に仲間とともに創設した中国蚕糸業会の歴史や、今回同人と該会を発起した一部始終を述べた⁽³²⁾。

また、元中国蚕糸業会会長の倪紹雯は、中国蚕糸業会発足以後、中華民国蚕糸会との合併の歴史、中国蚕糸業会の実績や公刊した会報について詳細に紹介した。最後に投票が行われ、陶昌善と李嘉瑗がそれぞれ会長、副会長に選ばれた⁽³³⁾。

会長の陶昌善(1879~1950)は、字は俊人、浙江省嘉興の出身である。1908年7月東北帝国大学農科大学大学予科を卒業して、1911年7月に東北帝国大学農科大学農学科を卒業した⁽³⁴⁾。浙江附生である彼は、1911年9月、帰国後に行われた留学生試験で、「最優等」の成績を収めて、「農科進士」を授与され⁽³⁵⁾、農工商部主事を務めるようになった。この時、彼は32才であった。その後、南京臨時政府実業部農政司司長(1912年3月)⁽³⁶⁾を経て、北京政府農林部農務司司長(12年7月~13年11月)⁽³⁷⁾を務めている時に、中華民国蚕糸会の会長に推挙された。彼は成立大会には出席しなかったようだが、東北大農科大卒の留学生であるうえ、農林部農務司長の実力者であったため、その指導力が大いに期待されて、会長に選任されたようである⁽³⁸⁾。

一方、李嘉瑗は、字は隆全、璧全、雲南省昭通府恩安県の出身である。1901年旧暦4月に来日し、高等警務学堂⁽³⁹⁾警察科を卒業して、官費生として1907年旧暦8月東京蚕業講習所製糸本科に進学し、1910年に卒業した⁽⁴⁰⁾。28才の彼は、陶昌善と同じ時期に行われた留学生試験で「優等」の成績で「農科挙人」を授与され⁽⁴¹⁾、1912年8月に僉事(中央官庁の中級事務官)となった⁽⁴²⁾。李嘉瑗は蚕糸業が専門であったうえ、当時農林部農務司で陶昌善の部下として中級事務官の僉事を務めていたので⁽⁴³⁾、会長を支える最適な人物として期待され、副会長に選任されたようである⁽⁴⁴⁾。

中華民国蚕糸会の各部の主任や幹事たちも選出されたとあるが⁽⁴⁵⁾、公表されたことがないので、詳らかではないが、李嘉瑗以外に、倪紹雯・劉安欽・黄公邁・朱顕邦など中国蚕糸業会のメンバーも相変わらずそのなかで重責を担ったことは想像するに難くない。

中華民国蚕糸会の成立を最初に報道したのは上記の『民主報』であった。それより5ヶ月遅れて、1913年7月李嘉瑗の故郷の『雲南実業雑誌』が詳しくそれを報道した。『雲南実業雑誌』は、本会成立の原因について、上記の合併説以外に、「今年2月に全国農会聯合会が開催され、その際に農林部から出された「全国蚕糸業を整頓する案」第5条に「蚕糸業総会の設立」と記されているため、一同は全国農会聯合会会場に集まり成立大会を行った。」と、上述の「全国蚕糸業を整頓する案」との法的関連性を新たに指摘している。同記事は、さらに、「日本は維新の始めに東京に蚕糸総会を設置し、会則を制定し、雑誌を発行するなどして、蚕糸業を振興させ、各府県に分会

を設置し、相互に連絡し、研究し、一致して進めていったゆえ、日本蚕糸業が世界一の地位を獲得できたのである。」と記し、「我が国では蚕糸業総会がすでに成立したため、各省、各道、各県でそれぞれ分会を設置し、情報を共有し、知識を交流していけば、米国の蚕業雑誌で世界第二位と位置づけられた我が国の蚕糸業が、将来、日本を凌駕することも難しくないかもしれない。」⁽⁴⁶⁾と抱負を語っている。

このようにみると、中華民国蚕糸会は中国蚕糸業会と合併して成立したことが一目瞭然であり、李嘉瑗や倪紹雯が主役となって、中華民国蚕糸会の設立に向けて全国農会聯合会に「整頓全国蚕糸業案」を提出し、また、成立大会発足のために色々な準備をしていたと考えられる。また、李嘉瑗が副会長に選出されたことから、中国蚕糸業会の会員が引き続き中華民国蚕糸会をリードしていたことが推測できよう。

4. 「中華民国蚕糸会簡章」と「中国蚕糸業会規則」

中華民国蚕糸会が1913年2月28日に成立したのに先立ち、会則が予め公開され、会員の意見が求められた。それは1912年7月4日、5日に『太平洋報』⁽⁴⁷⁾に連載された「中華民国蚕糸会簡章」（中華民国蚕糸会概則）であった。1913年2月28日に開催された成立大会を報ずる『民主報』の記事に「各省の農会代表に依頼して、本省の蚕糸支部を組織して、各県鎮まで蚕学知識を普及し、規定の草稿を修正することを依頼した。」⁽⁴⁸⁾とあることから、「簡章」が初稿で、成立大会の後で、各支部会に対して修正が求められたことがわかる。また、付録2「中華民国蚕糸会簡章」の職員構成において、庶務幹事・会計幹事・書記幹事・調査員・編纂員・評議員・研究員・経理員の定員が未確定となっていることも、これが初稿であることの証拠の一つとなろう。

14章61条からなるこの「簡章」は、会の趣旨を「全国蚕糸業の発達を図り、蚕糸業界と連絡し、衆知を集めて、改良と拡張を期すること」（「簡章」第1条）とし、会名を「中国蚕糸業会と中華民国蚕糸協会が共同で成ったゆえ、蚕糸会⁽⁴⁹⁾と命名する。」（「簡章」第2条）と名称の由来を明確にしている。ここにいう「中華民国蚕糸協会」という組織は文献でその存在を確認できなかったため、「合併」の必要性から生まれた実在しない名称であったかもしれない。

この「中華民国蚕糸会簡章」と従来の中国蚕糸業会の「中国蚕糸業会規則」とを比較してみると、付録2に明らかなように、前者はほとんど後者を踏襲していることがわかる。

具体的には該会の宗旨、会員の権利と義務、職員の構成（但し、評議部長から経理員までは除外）、職員の権責、会議及び会期、経費、罰則、附則などにおいて、表現上の改変は多少あるものの、ほとんど3年前に日本で作成された「中国蚕糸業会規則」に基づいていたことが知られる。

また表2からわかるように、同じ調査部の会務を規定した会則と比べてみても、「中華民国蚕糸会簡章」は、中国蚕糸業会の調査部細則を踏襲している。

表 2. 中国蚕糸業会と中華民国蚕糸会における調査部会務

「中国蚕糸業会調査部細則」	「中華民国蚕糸業会簡章」
第四条 本部調査事項略分教育、営業兩部門	第七条 調査部応行事項分爲教育、営業兩門
第五条 教育部門調査項目如左	第八条 教育部門調査項目如左
甲、専門蚕業学校	(一) 専門蚕業学校
乙、附属蚕業学校	(二) 附属蚕業学校
丙、公社及伝習所	(三) 公社及伝習社
第六条 営業部門調査項目如左	第九条 営業門調査項目如左
子、採種業（風穴附）	一、採種業（風穴附）
丑、栽桑業	二、栽桑業
寅、養蚕業（組合附）	三、養蚕業（組合附）
卯、製糸業（組合附）	四、製造業（同上）
辰、出産之場所及数量	五、出産之場所及数量
己、生糸市場之所在	六、生糸市場之状況及所在地
午、機械糸与座繰糸之區別	七、機械糸与座繰糸価格之異同及銷路之消長
未、機織業之興衰	八、機織業之興衰及応用原料之傾向
申、織染科之隆替	左欄に対応する内容なし
酉、輸出海外之数量、価格及品目	九、輸出海外之数量、価格及品目
戌、生糸輸出之商權	十、生糸輸出之商權
亥、各国糸業之情形	十一、各国蚕糸業之状況
右欄に対応する内容なし	十二、内外各国關於蚕糸業上之新法及新器械等

出典：1. 「中国蚕糸業会調査部細則」、『中国蚕糸業会報』第1期、1909年8月。

2. 「中華民国蚕糸業会簡章」、『太平洋報』1912年7月4日、5日。

注：漢字を常用漢字に改め、句読点を適宜補った。以下同じ。

表2の左欄の「申、織染科之隆替」と右欄の「十二、内外各国關於蚕糸業上之新法及新器械等」を除き、調査部の部門分け（右欄第七条）や教育部門（同第八条）・営業部門（同第九条）の「調査件」（11件）については、全面的に「中国蚕糸業会調査部細則」を継承していることがわかる。

しかし、「中華民国蚕糸業会簡章」には変更したところもあった。中国蚕糸業会では調査部と編訳部の2部が設置されたのに対し、中華民国蚕糸会では、研究、営業、調査、報告の4部が設けられている。そのうちの調査部については、すでに表2で指摘した通り、全面的に「中国蚕糸業会調査部細則」を継承しているが、研究部、営業部、報告部については、中華民国蚕糸会においては独自に改変が行われたようである。たとえば、研究部が行うべき事項について、「中華民国蚕糸業会簡章」には、

- (一) 〔人材の〕育成に資するべく、蚕糸業に関する各教育機関を漸次設立する。
- (二) 〔蚕糸業の〕改進を期するべく、蚕糸業に関する講習会、品評会ならびに共進会の場所を選び開く。

- (三) 〔蚕糸業の〕改良に資するべく、蚕糸業に関する書籍新聞紙を編集する。
- (四) 実効をおさめるべく、蚕病予防法について営業〔企業〕に通告する。
- (五) 実行を期するべく、蚕糸業の振興政策について、農林工商両部に提言する。
- (六) 蚕糸業上の疑問について、確実に告知する⁽⁵⁰⁾。

と述べられている。また、営業部については、「一つは模範を示し、一つは利益取得を補助することに資する。すなわちそれを以て会務を拡張する。」とし、その行うべき事項を以下の6件としている。

- (一) 共同稚蚕飼育場、蚕種貯蔵庫ならびに生糸販売所の設立。
- (二) 模範糸廠、および屑製造廠の設立。
- (三) 製造場および販売所の設立。
- (四) 染織場の設立。
- (五) 蚕具薬品および製器械販売所の設立。
- (六) 模範桑園および苗木販売所の設立⁽⁵¹⁾。

最後に「報告部」については、

第十一条 本会では毎年一回ないし数回上記三部〔研究・調査・営業の部〕の実績を速やかに単行本に印刷して各会員に頒布する。

第十二条 本会は重要な事件があれば、速やかに特別報告を臨時に印刷して会員に頒布する⁽⁵²⁾。

と規定している。

上記の研究部の行うべき事項の(三)(五)(六)は、中国蚕糸業会の事業を受け継ぐもので、(一)の教育機関の設立、(二)の講習会、品評会、共進会の開催、(四)の企業との連携については、東京で結成された中国蚕糸業会にはできそうにもなかったことである。

そして、営業部の6件、報告部の2件の会務についても、中国蚕糸業会では実施できなかったことである。

このように、中華民國蚕糸会は名称に変更があったものの、多くの業務を中国蚕糸業会から受け継いだ。また、中華民國の創建という時代のニーズと与えられた条件に合わせて新たに研究部、営業部、報告部を設置して、新しい会務を入れてもいる。

余論—中華民國蚕糸会のその後

以上、中華民國蚕糸会の成立経緯を考察してきた。農林部農務司中級事務官で、元中国蚕糸業

会会員であった李嘉瑗は、倪紹雯など他のもと会員らとともに「整頓全国蚕糸業案」を全国農会聯合会に提出した。そして、この案に明記された「蚕糸業総会の設置」に基づき、種々の準備を経て、1913年2月28日に中華民国蚕糸会が北京で成立した。該会は、中国蚕糸業会との合併により成立したもので、李嘉瑗が副会長を務めた。また「整頓全国蚕糸業案」も「中華民国蚕糸会簡章」も、四川省出身留学生の提出した上書や中国蚕糸業会の規則・調査部細則を参考にして作られたものが多かったが、留学生の帰国後の情勢にあわせて新たな内容も少し盛り込まれていた。

以上のことから、中華民国蚕糸会は、人事においても内容においても日本で誕生した中国最初の全国的蚕業組織である中国蚕糸業会を多数受け継ぎながら、これをさらに発展させたものといってもよいであろう

では、成立後の中華民国蚕糸会はいかなる活動を展開していったか、以下で余論としてそれについて考えてみたい。

「中華民国蚕糸会簡章」には、総会は毎年春に1回、支部会は毎年1、2回開催すると明記されている⁽⁵³⁾。筆者はこれをめぐって、本会のその後の活動を追跡してみたが、それを裏付ける資料は一つも見つからなかった。民国時代の茫洋たる資料群に調査の遺漏もあったかもしれないが、中華民国蚕糸会は、残念ながら、成立後、実質的な活動をほとんど行わないまま解散したのではなかったかと推察する。理由は以下の通りである。

中華民国蚕糸会は「全国の蚕糸業に熱心な者により組織されたもの」であり⁽⁵⁴⁾、「本会設立の目的は、中央農業行政機関をサポートし、全国の蚕糸業に関する改良を統一的に企画し、蚕糸業に関する種々の政策を拡充することにある。」⁽⁵⁵⁾というように、中国の蚕糸業の改良と拡充に取り組む民間団体であったことがわかる。

一方、農林部農務司長陶昌善とその部下の李嘉瑗がそれぞれ会長、副会長に選ばれた。彼らについて、

陶昌善君は現代農学の大家であり、蚕業研究に対しても特に心得があり、中央農林行政上の最高権力を掌握している者として、全国農業界から敬仰されている存在である。当会のために大きな事業を成し遂げることができるであろう。また李君は蚕学の専門家であり、会長をサポートして、各種の事業を企画することが期待される。会長・副会長の人選に対して、参加者一同は満足の意を表した⁽⁵⁶⁾。

と書かれていることから分かるように、技術専門家の官僚がリーダーに選ばれたことに「参加者一同は満足の意を表した」という。

しかし官主導である以上は、官への依存を余儀なくされ、組織の自立性が弱くなった一面も否めないであろう。陶昌善は中華民国蚕糸会が成立したあと、1913年11月にすぐ他へ一時出張した。3ヶ月後に、農商部農林司長（1914年1月～1917年9月）に復帰したものの、3年後に遠く吉林実業庁長（1917年9月～1920年1月）に転出した⁽⁵⁷⁾。このような頻繁な人事異動が、中華民

国蚕糸会成立後の活動の妨げになったことは想像に難くない。上司の強力なバックアップがなければ、中級事務官に過ぎない李嘉琰は動きようがなかったであろう。

また中華民国蚕糸会の会所については、「その総機関部は当分の間上海に設置する。各省の支部会が成立した段階で、相応しい場所を選び、分所を設立する」とある⁽⁵⁸⁾。製糸業の先進地に着眼して本部の事務所を上海に設置する理由はわかるが、上海に相応しい受け皿があったか疑問である。

もし受け皿があったとしたら、史量才（1880～1934）が最適な人物だったかもしれない。杭州蚕学館を卒業した（1903）彼は、中国最初の女子蚕業学堂を上海に創設し（1904）、杭州蚕学館一年先輩の鄭辟疆（1880～1969）や、中国最初（1896）の蚕糸留日学生であった嵇偉（嵇侃）らとともに、上海に「中国蚕学研究会」を創設した（1904）⁽⁵⁹⁾。しかし、同研究会が長く続いたという資料はなかったし、中華民国蚕糸会成立の前年（1912）に、史は『申報』の総経理となってマスコミの激務に追われるようになったので、蚕糸業から遠のいていったようである。

三番目に考えられる理由は、経費である。入会金一角、年会費一元と規定されているが⁽⁶⁰⁾、会費だけでは、研究、営業、調査、報告の4部門を設置した中華民国蚕糸会が目指した目標を達成するのは経済的に困難であろう。また、会員も各地に分散しているため、自費での大会の参加は難しかったと推測される。

リーダー、受け皿、経費、この三点は、中華民国蚕糸会のみならず、すべての組織が直面する共通の問題であろう。たとえば、既述の全国農会聯合会は毎年一回開催することと規定されていたが、二度目の開催は見られなかった。その要因の一つは農林部総長の頻繁な人事異動にあったであろう。陳振先は、農林部初代総長（宋教仁、在任：1912年3月30日～同年7月14日）に代わって、二代目総長に就任して、初めての全国農会聯合会を開催した実績を作ったものの、大会が終わった間もない頃に辞任した（1913年9月4日）。その後、農林部と工商部との併合（1913年12月）、農商部総長張謇の度重なる不在、張謇の後任の頻繁な人事異動⁽⁶¹⁾があり、それらは農会聯合会のような大事業の企画・推進に多大な影響を与えたと考えられる。

また、全国農会聯合会は毎年京師が各省で開催し、その開催期間と開催地については農林総長が決めるという一条があった⁽⁶²⁾。しかし各省で開催するということは、会所が各省を回って固定しないということである。全国農会聯合会が中央農会という性質を持つ以上、その会所は必ず首都に設置すべきだという異議が出されたこともあった⁽⁶³⁾。

そして経費についても、「毎年〔このような全国大会のための〕特別予算を獲得するのは、経済的ではないし、持続化できる保証もないため」、農林部から国会に「中央農会」（全国農会聯合会）開催のための予算案を申請してほしいという声が出された⁽⁶⁴⁾。

これは同時期の全国農会聯合会の話であるが、リーダー、受け皿、財源の確保は官立の農会聯合会でさえ容易なことではなかった。まして民間団体である中華民国蚕糸会にとっては、なおさら困難なことだったであろう。

小論は、中国蚕糸業会会員が帰国後に行った活動を考察するために中華民国蚕糸会を取り上げ

た。彼らの活動の中には引き続き中国蚕糸業会の名義で行った活動もあれば⁽⁶⁵⁾、日本で学んだ知識を用いて中国蚕業の改善を目指して個人で展開した活動もある⁽⁶⁶⁾。また、日本滞在中に創刊した『中国蚕糸業会報』の経験を活かしながら、帰国後、各地で蚕業学術誌を創刊した例もあれば、⁽⁶⁷⁾ 上述したように中国蚕糸業会を中国に移して中国の蚕業を大いに振興しようとしながらも不発に終わってしまったと思われる事例もあった。事の成否はともかくとして、中国蚕業の近代化のために払われた様々な努力の跡は風化に任せることなく、適切に評価すべきであろう。

付録 1. 「整頓全国蚕糸論」の出典

番号	「整頓全国蚕糸論」	出典（留日学生の上書）
1	<p>(書き出し)</p> <p>竊維富国之道、以闢地利、精工作、供給世界之取求、而占其利者为上策。採集他国原料、以資工商業之利者、为中策。地利荒廢、作業粗濫、競購外貨、以資日用、致国窮民困不可收拾者为無策。今我国工業窳敗、商業幼稚、農業錮執、其勢已陷於無策之地位。 (「整頓全国蚕糸論 (中央農事聯合会草案)」、『申報』1913年7月13日)</p>	<p>(書き出し)</p> <p>竊維富国之道、以開闢地利、精工作業、供給于世界之要求、而占其利者为上策。採集他国原料、以資工商業之利者、为中策。地利荒棄、作業粗濫、只知購用他国奇貨、致国家窮困、其禍靡底者为無策。今我国時勢、已陷于無策之禍。 (杜用選「上農工商部稟」、『中国蚕糸業会報』1910年4月第3期)</p>
2	<p>(一) 設蚕糸業專科</p> <p>考日本興辦蚕業之初、於農商務省中設一蚕糸業專科、置総科長、以為全国蚕糸業之執行機關、故蚕業因而發達。</p>	<p>考日本農商務省中、特置蚕糸專課、設課長以司全国之機關。 (石蘊光・陳蔚文「上川督蚕業政策書」、同1909年11月第2期)</p>
	<p>今我国当改良振興之初、亦宜於農林部内設一蚕糸業專科、置科長以司全国蚕糸業改良事務。科中分養蚕股、製糸股、各置股員、以專試驗。養蚕股則宜設桑樹栽培試驗場、以試驗桑樹之種類、建蚕室以研究蚕種之改良、並製種檢查及消毒諸法。</p>	<p>(其一)</p> <p>我国今日為改良之始、亦宜於農工商部内特設蚕糸業專課、置総課長、以司全国之改良蚕糸業行政機關。專課中、又分養蚕科、製糸科、各置科長、以專試驗。養蚕科則宜設桑樹栽培試驗場、以試驗桑樹之種類、建蚕室以研究蚕種之改良、並製種檢查及消毒諸法。</p>
	<p>製糸股則宜設置製糸研究所、以試驗蚕繭之優劣、及製法之良否、並改良殺蚕乾繭諸法。若試驗成績佳良之蚕種、欲配布於各省及各道県、亦宜於各省實業司内、設蚕糸專科置科長、以司全省之蚕糸業事務。各県亦宜設蚕糸業分科、置分科長以理其所在地之蚕業事務、而直接行改良之政策。身処其地、利弊易於周知、当興当革、不難籌畫其蚕業。</p>	<p>製糸科則宜設製糸研究所、以研究製糸法之精良、並改良殺蛹乾繭諸法。於各省則宜設省分課、置省分課長、以司其全省蚕糸業行政機關。若專課處有改良之条件、或試驗成績佳良之蚕種、与欲配布桑苗於國中、則飭各省分課長、計画改良与配布。各府州県亦宜置府州県分課長、以理其所在府州県之蚕糸業事務、而直接行改良蚕糸業之政於人民。身処其地、利弊易於周知、当興当革、不難籌畫其蚕業。</p>

<p>2</p>	<p>已發達之省分、則宜設蚕病預防所、以行蚕病預防之事務、設生糸檢查所、檢查所出產之生糸、而圖品質之画一。其未發達之省分、則即其所在之專科、及各道県分科兼行蚕病預防之事務、以節經費。若蚕業尚未萌芽之、則以無代価之桑苗配付於人民、而使其從事蚕業、或責成該地地主、而使其植桑養蚕、以鞭策其進步改良之執行機関、既完備全国得聯絡一氣、共同進步、監督之道、亦於是寓焉。 (同上)</p>	<p>已發達之州県、則宜設蚕病預防所、以行蚕病預防之事務。其未發達之州県、則即其所在州県之分課長、兼行蚕病預防之事務、以節經費。若蚕業尚未萌芽之地、則以無代価之桑苗与蚕種配付於人民、而使其從事蚕業、或責懲該地主、而使其植桑養蚕、以鞭策其進步改良之、行政機関既完備、全国得聯絡一氣、共同進步、監督之道、亦於是寓焉。 (陳顯忠「上農工商部改良蚕糸業進行之政策書」、1910年6月第4期)</p>
<p>3</p>	<p>(二) 設蚕業講習所 我国蚕業教育之不講、至今日極矣。甚且以為婦女之事、無足研究其業、是者僅知墨守旧法、不求改良、以蚕業之豊凶、諉為理数之當然。故不講飼育之法、一朝蚕病流行、無防禦補救之策、任其蔓延、坐觀蚕兒之斃死、致遭失業、喪資之禍者、不知凡幾。此皆不知学理之故也。 考世界蚕糸国教育制度、首推意法兩國。意之將興蚕業也、則先於巴多瓦設一蚕業講習所、以施蚕之高等教育、更行蚕業上必要之試驗。全国又分設六十余研究所、使其講習所內之畢業生為主任、以施普通蚕業教育。 法国之改良蚕業也、亦先於門白里設一蚕業講習所令教師巡回各地、為蚕業上之講演、其講習所內所試驗之蚕種佳良者、則以無代価顯布於養蚕家。又設養蚕師範学校、養蚕試驗場、以施各種之蚕業教育。 其次如日本亦於農科大学內、設養蚕分科、東西兩京設養蚕講習所、以施高等教育。各府県又設甲乙兩種蚕業学校、以施中等初等之教育。 此三国者皆專注於教育之一途、蚕業之所以發達也。 我国初著手蚕業、雖不在高談学理、然施教育之人材顧可不急為造就耶。造就之法、擬由本部創設蚕業講習所於京師農科大学及各省高等農学校中、亦置養蚕製糸分科、以施高等教育養成中等蚕業学校之技師講師。</p>	<p>(其二) 我国蚕業教育之不講求、至於今日極矣。為学者以為婦女之事、無足研究之價值、當業者亦只知守陳法、而不求新、且有失其旧伝者、並以為蚕業之豊凶、出於天帝之喜怒、故望其豊熟、則往往依賴神佛之加護、一朝蚕病流行、不知防禦撲滅之法、任其蔓延、拱手待蚕兒之斃死。查其產額、實有年趨漸減之勢。此皆不知学理之故也。 考世界蚕糸国教育制度之完全、首推伊法。伊大利則於巴陀瓦街、設一蚕業講習所、以行蚕業上必要之試驗、並施蚕業之高等教育。全国又分設六十余之研究所、使其講習所內之修業生為主任、以施普通蚕業教育。 法蘭西亦設有蚕業講習所、並令教師巡回各地、為蚕業上之講義。其講習所內、所試驗之蚕種佳良者、則以無代価頒布於養蚕家。又設養蚕師範学校、与養蚕試驗場、以施各種之蚕業教育。 其次如日本、亦於農科大学內、設養蚕分科、東西兩京、設蚕業講習所、以施高等教育。各府県又設有甲種蚕業学校、以施中等教育。其余如短期蚕業伝習所、夏秋蚕伝習所等、以施初等教育。 以上三国、皆競競於教育之一途、此蚕業之所以發達也。 我国初着手改良、雖不在高談学理、然施教育之人材、又不可不造就。其造就之法、亦宜於北京大學內、設蚕業分科、於各省設蚕業講習所、於高等農学校中、亦置養蚕分科、以施高等教育。養成中等蚕業学校之技師講師也。</p>

3	<p>又宜設中等蠶業講習所或傳習所於各道、以施中等教育養成初等蠶業學校之技手助手。並宜設蠶業小學於各縣、以施短期蠶業教育、重實習而輕學理、以圖蠶業教育之普及而養成獨立經營之知識。</p> <p>他如蠶業較盛之地設女子蠶業傳習所、或夏秋蠶業傳習所、以助初等教育之所不及。然於未發達之區域、遣巡視教師演說蠶業之利益、導民養蠶製糸。</p> <p>總期從事斯業者、人無不學、人亦不困於學、日新月異、各求進步。 考日本之製糸工女遍於全國、非日本人之生而能製糸也、先有教授之模範工廠也。日本之養蠶技術普及婦孺、非日人之生而善育蠶也。先有傳習之蠶桑試驗所也。英於印度則聘日人以教其法、法於亞佛利加亦聘日人以傳其技。 〔整頓全國蠶糸論（二）（中央農事聯合會草案）〕、『申報』1913年7月22日）</p>	<p>各府州則宜設蠶業中學校、以施中等教育、養成初等蠶業學校之技手助手也。於縣則宜設蠶業小學校、以施短期蠶業教育、重實習而輕學理、以圖蠶業教育之普及、此為初等蠶業教育、以養成獨立經營之智識也。</p> <p>他如蠶業較盛之地、設女子蠶業傳習所、或夏秋蠶傳習所、以助初等教育之不及。於未發達之區域、遣巡視教師、演說蠶業之利益、導民養蠶。 （同上）</p> <p>總期從事斯業者、人無不學、人亦不困於學、日新月異、各求進步。（中略） 日本之製糸工女遍於全國、非日人之生而能製糸也、先有教授之模範工場也。日本之養蠶技術普及婦孺、非日人之生而善育蠶也。先有傳習之蠶桑試驗所也。英於印度亦願意人〔日人の誤り〕以教其法。法於亞佛利加則聘日人以傳其技。 （石蘊光・陳蔚文「上川督蠶業政策書」、同1909年11月第2期）</p>
4	<p>（三）統糸一蠶種桑種 （說明）此為創辦蠶業之初尤不可不注意之點。其法以搜求我國所有之蠶種、而於蠶業專科中之養蠶股、行蠶種檢查法、求其成績佳良者、畫一其種類、而頒布於各省及各道縣之分科、以分配於養蠶家、而使之飼育養蠶家、如有學識者、許其製造原種、但須守其製造原種之規律、而請求蠶病預防所檢查捺印為憑、而後販賣或自飼育。如此可收蠶病絕滅之實效、且無種類不齊之弊。</p> <p>蠶種既行統一、蠶兒惟一之食料、則為桑。若桑不求統一、亦難收完全之效果。且於製糸有極大之關係。我國有名之桑、如魯桑、湖桑、荊桑等、其餘各處之野桑種類尚多、亦宜求其佳良之種、而栽培於養蠶股之桑樹栽培試驗場、分早中晚三類、行接木及種種改良法、廣造桑苗、而分配於各省之各道縣養蠶家、栽植取逐漸歸於統一之方針。</p> <p>蠶種與桑種既統一、糸質自然良好、又加以精良之製法、不惟可以博市場之好評、且可使從來仰他國之顧客而亦將轉仰給於我之供給矣。 〔整頓全國蠶糸論（三）（中央農事聯合會草案）〕、『申報』1913年7月22日）</p>	<p>（其四） （前略）我國為着手改良之初、尤為不可不注意之點。其法莫如搜求國中所有之蠶種、而於蠶業專課中之養蠶科、行種種試驗、求其成績佳良者、畫一其種類、而頒布於各省之分課、以分配於養蠶家飼育。養蠶家如有蠶業學識者、許其製造原種、但須守其製造原種之規律、而請求蠶病預防所、檢查捺印為憑、而後販賣或自飼育。如此可收蠶病絕滅之實效。且無種類不齊之弊。</p> <p>蠶種既行統一、蠶兒惟一之食物則惟桑、若桑不求統一、亦不能收其全效。且於糸質亦有多大之關係。我國有名之桑、如魯桑、湖桑、荊桑等、其餘各處之野菜種類尚多、亦宜求其佳良之種、而栽培於養蠶科之桑樹栽培試驗場。分早中晚三類、行接木及種種改良法、廣造桑苗、而分配於各省養蠶家栽植。取逐漸歸於統一之方針。</p> <p>蠶種與桑既統一、糸質織度強伸力等、自能齊一、又加以精良之製法、不惟可以博市場之好評、且可使從來仰日本供給之顧客、而亦將轉仰於我之供給。 （陳顯忠「上農工商部改良蠶業進行之政策書」、1910年6月第4期）</p>

<p>5</p>	<p>(四) 宜獎勵創設糸蚕業公团 蚕糸業改良之諸般設備雖完全、若下無团体組織法以輔之、亦不克收圓滿之效。宜設蚕糸業公团法、以獎勵各地方人民設立共同養蚕製糸公团、以補蚕糸業教育之不及。其目的在保全中小農家、得以植桑養蚕製糸、使每年得多数生產額、以增進国家与人民之利益也。</p>	<p>(其五) 改良蚕糸業之諸般設備雖完全、若下無团体組織法以輔之、亦不克收圓滿之效果。(中略) 莫如使多数農民、結成蚕糸業社、以囿蚕糸業共同改良進步、使地方經濟活動、而成為實業团、以实行地方自治也。其結蚕糸社之目的、在保全中小農家、得以植桑養蚕製糸、使每年得多数生產額、以增進国家与人民之利益也。</p>
	<p>蓋中小農家勤於工作、終年無空閑之時、各地雖設有蚕業學校、亦不暇入学講求、空慕蚕糸之利、而苦不能得、且每苦於大地主家所專制、欲買桑栽培、恐未至收穫之年、而地主已將令退佃、即不令退佃、或重加地租以困之、辛苦血汗徒供富豪之魚肉。</p>	<p>蓋中小農家、勤於耕作、終年無空閑之時。国家雖設有蚕業學校、亦不暇入学講求、空慕蚕糸業之利、而苦不能得。且每苦於大地主家所專制、欲買桑栽培、恐未至收穫之年、而地主已將令退佃、即不令退佃、或重加地租以困之、辛苦血汗、徒供富豪之魚肉。</p>
	<p>故宜發布蚕糸業公团章程、与佃耕桑園之規則。若於某地有三四十人以上欲養蚕者、則結為一社、於農工空閑之時、共聘一教師講授蚕糸業必要之學術、於養蚕時、則組織一實習場、共同實習、婦女則兼習製糸、其後社員每年所得之繭与糸、則共同販賣、佃戶佃耕地主之土地、佃租之多寡、以收利之厚薄為準、勿論年限若干、但使佃戶有統佃退佃之權、而地主無令退佃之例。若是、則人皆養蚕、民無遊手、地利尽闢、土無不毛。政府對於此等社会、或加以桑園墾闢費之津貼、或無貸假給与改良之蚕種桑苗、或補助桑害預防撲滅、行種種对内獎勵保護之策、蚕糸業有不發達者乎。</p>	<p>故国家宜發布蚕糸業結社章程、与佃耕桑園之法令。若於某地有二三十人以上、願養蚕者則即結為一社、於農工空閑之時、共聘一教師講演蚕糸業必要之科学、於養蚕時、則組織一實習場共同實習。婦女則兼学製糸、其後社員每年所出之繭与糸、則共同販賣、佃戶佃耕地主之土地、以十年或二十年為返佃期。若佃戶願統佃、則佃戶仍有統佃之權利。若是則地利尽闢、国家無棄地不毛之患、人皆養蚕、人民無游手無業之憂。国家對於此等社、又或加以桑園墾闢費之津貼、或以改良之蚕種与桑苗、無代佃分配、或補助桑害預防撲滅、又或設立銀行、以通金融機關、行種種对内保護之策、而蚕糸業自能發達也。</p>
	<p>每年再開展覽會一次、羅各省之產品於一堂、以增學術之參考、而品評其優劣優者則賞之。以鼓勵一般人民、則人民必自奮臂而起、共事蚕糸業矣。此舉其初雖似無著、然創辦一二年後、則成效昭著、利獲倍蓰矣。 (「整頓全国蚕糸論(三)(中央農事聯合会草案)」、『申報』1913年7月24日)</p>	<p>他如每年於各省開繭生糸蚕種展覽會、羅全省之繭生糸蚕種於一堂、以增學術智識之進步、品評其優者則賞之。(中略) 人民自必奮臂而起、共事蚕糸業。數年而後、不惟出口貨可增、且可使列強每年收括我無數商業上之利益、亦必將由此蚕夫蚕婦而索回。 (同上)</p>

6	<p>(五) 設蚕糸業總會 (說明) 世界愈文明、則凡創一事、必有一會。會者所以集衆人之心志、以謀改良進步、而共底於成者也。蚕糸業何莫不然。立蚕糸業會之目的、有對內對外之別。對內則謀教育之普及、蚕業團體之發達、指示改良蚕業之方針、擴張海外之販路。對外則調查養蚕製糸之方法、生糸市場之狀況、以及隨時發明之新學理、以報告於當業者、而為對付吸收之計。故蚕糸會者、實振興蚕業之緊要機關也。</p>	<p>一、四川蚕糸業總會之宜急設也 世界愈文明、則凡創一事、必有一會。會者所以集衆人之心志、以謀改良進步而共抵於成者也。蚕糸業亦何莫不然。蚕糸業會之目的、有對內外之別。對於內、則謀蚕業教育之普及、蚕業團體之發達、並指示改良蚕業之方針、擴張海外之販路。對於外、則調查其養蚕製糸之方法、生糸市場之狀況、以及隨時發明之新學理、以報告於會中人、而為對付吸收之計。故蚕糸會者、實振興蚕業之緊要機關也。</p>
	<p>日本於明治五年倡蚕糸業改良論、即由東京蚕業講習所設一蚕糸總會、請貞愛親王為總裁。釐定章程、發行會報、以新蚕業界中人之耳目。並促各州府縣設立分會、以為研究蚕業之資格。令其將年中養蚕製糸之成績、報告於總會。其有關於蚕業上學理、實習之質問者、無不慷慨對答。俾不致顛預從事、貽誤將來。日本蚕糸業之突步雄飛、幾執世界四大蚕糸國之牛耳者、其原因雖衆多、而為原因中之原因者、則為蚕糸業總會。</p>	<p>日本於明治五年倡蚕糸改良論、隨即由東京蚕業講習所設一蚕糸總會、請貞愛仁親王為總裁。釐定章程、促各處創立分會、以為研究蚕業之資。並囑各分會年中以其養蚕製糸之成績、報告於總會。(中略) 其有關於蚕業上學理、實習之質問者、無不慷慨對答、俾不致顛預從事、貽誤將來。日本之蚕糸業之突步雄飛、幾握世界四大蚕糸國之牛耳者、其原因雖複雜、而為原因中之原因者、則為蚕糸總會。</p>
	<p>今擬由政府創設一蚕糸業總會、頒發章程、並飭各省各道縣之設有蚕糸學校者、皆設立分會。又隨時派員巡迴講演蚕業之大勢、以鼓動一般人之企業心。復編譯關於蚕業之書報、以指授世界各國所發明之新學理。其他如各省及東西洋之設有總分會者、皆互相聯絡、隨時將其考究與調查所得、報告於會、以為我改良實行之資。合全體為一氣、加保護於機先。 (同上)</p>	<p>今若以大人為總裁於成都、於成都創一蚕糸總會、照農工商部所頒農會章程、酌予核定、並札飭各府州縣之設有蚕業傳習所者、皆設立分會。又隨時派員巡迴演說蚕業之大勢、以鼓動一般人之企業心。復編譯關於蚕業之書報、以指授世界各國所發明之新學理。其他如各省及東西洋之設有蚕糸會者、皆互相聯絡、隨時將其考究與調查所得者、報告於會、以為我實行改良之資。如此行之、合全體為一氣、加保護於機先。 (宋麓森「上川督蚕糸業條陳」、《中國蚕糸業會報》1910年10月第5期)</p>
7	<p>(六) 設立蚕種檢查所 (前略) 各縣急宜先設蚕種檢查所一區、飭令民製蚕種、概行呈請檢查。若不受檢查、則嚴行禁止販賣。如有抗違、照部中所定蚕種檢查法、處以相當之罰金。 (同上)</p>	<p>三、蚕病預防所之宜急設 (前略) 派吏員若干人行蚕種之檢查。凡製種家所製出之種、俱送入該所檢查。(中略) 若有隱匿蚕種、不送入所內檢查者、查獲後、即令出相當之罰金。 (宋麓森「上川督蚕糸業條陳」(續)、同上1911年1月第6期)</p>
8	<p>(七) 設立國內外蚕糸業調查表 (「整頓全國蚕糸論(四)(中央農事聯合會草案)」、《申報》1913年7月25日)</p>	<p>左欄に對應する出典なし</p>
9	<p>(八) 設立稚蚕共同飼育場 (同上)</p>	<p>左欄に對應する出典なし</p>

付録 2. 「中華民國蚕糸会簡章」と「中国蚕糸業会規則」との内容的類似

番号	「中華民國蚕糸会簡章」	「中国蚕糸業会規則」
1. 宗旨	本会为謀全国蚕糸業之發達、聯絡蚕糸業各界、集思廣益、以翼改良及擴張為宗旨。(第 1 条)	本会为企画本国蚕糸業之發達、期合群策群力、以図改良及擴張為目的。(第 4 条)
2. 会員の権利と義務	会員皆有協議本会事務之權。(第 16 条)	本会通常會員及特別會員皆有協議本会事務及享本会应有之權利。(第 7 条)
	凡有志蚕糸業、贊成本会宗旨者、經會員一人之介紹、即得為本会通常會員。(第 15 条)	凡我国人能表同情、以擴充蚕糸業為当務之亟者、得本会會員一人介紹、即可入為會員。(第 11 条)
	会員皆有監督本会職員之權。(第 17 条)	凡會員皆有監督職員之權。(第 12 条)
	会員皆有担任調查編纂之義務。(第 22 条)	凡會員皆有襄助会報之義務。(第 13 条)
	会員皆有担任本会經濟之義務。(第 21 条)	凡會員皆有担任本会經濟之義務。(第 14 条)
	会員須將姓名、住址、籍貫報告本会。如有遷徙、亦当隨時通知。(第 25 条)	凡會員須將姓名、籍貫、年歲、住址報告本会。如有遷徙、亦当隨時通知。(第 15 条)
3. 職員の構成	本会設定職員如左	本会設定職員如左
	会長 一人	一、会長 一人
	副会長 一人	二、副会長 一人
	庶務幹事 一人	三、庶務幹事 一人
	会計幹事 一人	四、会計幹事 一人
	書記幹事 一人	五、書記幹事 一人
	調査部長 一人	六、調査部長 一人
	調査員 一人	七、調査員 無定額
	報告部長 一人	八、編訳部長 一人
	編纂員 一人	九、編訳員 無定額
	評議部長 一人	
	評議員 一人	
	研究部長 一人	
	研究員 一人	
	営業部長 一人	
經理員 一人		
4. 職員の権責	会長平時總攬会中一切事務。遇有对外問題發生時、則代表全体會員意見、担任一切交涉。(第 33 条)	会長平時總攬本会一切主要而担任其事務。遇有对外問題發生之時、則代表全体會員意見、担任一切交涉。(第 20 条)
	副会長主襄助会長經理一切、会長有事時、則代理之。(第 34 条)	副会長主襄助会長經理一切、会長有事時、則代理之。(第 21 条)

4. 職員の権責	庶務幹事除會計書記職務外、皆屬之。(第 35 条)	庶務幹事除書記會計職務外之事、皆屬之。(第 22 条)
	會計幹事經理一切収支、遇屆總會時、將本任賬目決算公布。(第 36 条)	會計幹事經理出入賬目、遇選舉大會之時、將本任期內收支決算表公布之。(第 23 条)
	書記幹事掌理內外一切通信事務、及往來文牘、並各會員姓名住址。(第 37 条)	書記幹事掌理內外通信事務、記載會員姓名及各省會府州縣蠶業學堂、蠶業公所之所在地。遇選舉大會時、編具會員姓名錄、一次公布之。(第 24 条)
	調查部長主任調查一切、並收集調查員所調查稿件彙交報告部長。(第 44 条)	調查部長主任調查一切 (另詳調查部細則)、並收集部員及會員所調查稿件彙交編訳部長。(第 25 条)
	調查員各就調查所得、交付部長。(第 45 条)	調查員分任調查諸件、交付部長。(第 26 条)
	報告部長主編次報告之選定。(第 46 条)	編訳長主編訳書報之選定。(另詳編訳部細則) (第 27 条)
	編纂員各自編述稿件、交付部長。(第 47 条)	編訳員分任編輯調查部之稿件、及訳述關於內外國蠶業之書報、按期交付部長。(第 28 条)
	凡職員有故他適、不能兼任本會事務者、須報告會長認可後、方准請人代理、但不得過二月之限。(第 49 条)	凡職員有故他適、不能兼顧本會事務者、須報告會長得其許可另聘他人代理、以二個月為期、過期另行選舉。(第 29 条)
5. 會議及び會期	本會會員總會及支會二種。(第 50 条)	本會會議分通常會議、臨時會議二種。(第 31 条)
	總會每年春季行之。(第 51 条)	通常會議每年分為二期、於暑假年假中之、選舉職員及報告業務之成績、收支之決算等。(第 32 条)
	但有重要事件、職員三分之一、或會員半數以上要求開會者、則可開臨時總會。(第 51 条)	臨時會議遇有重要問題發生之時、經職員五人以上、會員十人以上發議、以為必要開會研究者、可由會長召集會員開臨時大會。(第 33 条)
	總會之會場或於會所在地、或選択認為適當之地定之。(第 52 条)	凡會議之期、皆由會長酌定、由書記通告各會員。(第 34 条)
	如有各種團體未能到會者、可公舉代表蒞會、以表白各團體之意見。(第 57 条)	留學界各校舍及內地各團體所在地方會員不能到會者、可各舉代表到會、以表白各團體之意見。(第 35 条)
6. 經費	會員入會時應繳入會金一角。(第 24 条)	甲、會員入會時每人納基本金壹元。(後略) (第 36 条)
	常年費一元、開總會時繳納。(第 24 条)	乙、會員每年每人捐會費壹元二角。(後略) (第 36 条)

7. 罰則	本会職員如有曠職、違章等事、由本会開会提議、經多数決議、命其退職。後非經過一年以上、不得復其被選舉權。（第 59 条）	本会職員如有曠職、違章等事、由十人以上提議、經本会決議、則命其退職。但退職後、非經過六個月不得復其被選舉權。（第 38 条）
	本会職員會員如有破壞公益、汚損本会名譽及蹈不正行為者、由本会開会公議、勒令出会。如有挾嫌誣陷、查無確據、則視其情節之輕重、斟酌処罰。（第 58 条）	本会職員會員、如有行為不正、破壞公益、致汚損本会名譽者、由會員十人以上提議、經本会決議勒令出会。但必得其確實証拠、如有挾嫌誣陷、則視其所報告之輕重、斟酌処罰。（第 39 条）
8. 附則	本会会章經會員半数以賛成決議之後作為有効。（第 60 条）	本会規則經會員全数三分之二賛成決議之後作為有効。（第 41 条）
	本会会章成立之後、非有會員半数以上提議不得刪改。（第 61 条）	本会規則成立之後、非有會員全数三分之一以上提議不得刪改。（第 42 条）

出典：1. 「中華民国蚕糸会簡章」、『太平洋報』1912年7月4日、5日。

2. 「中国蚕糸業会規則」、『中国蚕糸業会報』第1期、1909年8月。

注

- (1) 中国蚕糸業会については、拙稿「清末期蚕業留日学生と中国蚕糸業会（東京）」、大里浩秋・孫安石編『明治から昭和の中国人日本留学の諸相』（東方書店、2022年3月刊行予定）を参照されたい。
- (2) 「中国蚕糸業会規則」第2章第2条（『中国蚕糸業会報』第1期、1909年8月）153頁。
- (3) 朱英「辛亥革命前的農会」（『歴史研究』1991年第5期）、于建嵘「20世紀中国農会制度的變遷及啓迪」（『福建師範大学学报』2003年第5期）、李永芳『近代中国農会研究』（社会科学文献出版社、2008年）、楊瑞『中華農学会研究—農業現代性因素的接引（1916~1937）』（三聯書店、2018年）。
- (4) 1895年に孫文が広州で農学会を作ったが、それは研究を名義に、実際は革命活動を行うために作られた政治的団体だという。潘君祥「我国近代最早的農業學術团体—上海農学会」（『中国農史』1983年第1期）。
- (5) 前掲李永芳著書、34頁。
- (6) 「各省代表之農業報告」（『全国農会聯合会第一次紀事』、『農林公報』臨時増刊、1913年）1~201頁。
- (7) 「農林部召集全国農会聯合会通告」（『全国農会聯合会第一次紀事』）11頁。
- (8) 「農林部召集全国農会聯合会通告」11頁。
- (9) 「農林部召集全国農会聯合会通告」11頁。
- (10) 「全国農会聯合会章程」第1条（『全国農会聯合会第一次紀事』）7頁。
- (11) 「全国農会聯合会」の名称と酷似している組織に、「全国農務聯合会」がある。1910年10月に、南洋第一次勸業会研究会の発起で南京で成立し、張謇が会長に選出された。総事務所が南京に、武昌と保定に南北事務所が置かれた本会は、その後広汎な影響を及ぼした。（前掲李永芳著書、44頁）。なお、「全国農務聯合会」は留日学生との関わりが薄い。
- (12) 福建出身の葉可樑（31才）は1911年4月に行われた留学生試験で「廷試一等」の「最優等」の成績で「農科進士」を獲得した。「宣統二年帰国留学生史料統編」（『歴史档案』1997年12月第4期）53頁。なお、同じ試験で、朱顕邦（27才）、黄公邁（27才）、倪紹雯（29才）、劉安欽（27才）は「廷試二等」ないし「廷試一等」の成績を獲得した。同54頁、55頁、58頁。

- (13) 「陳総長演説詞」「趙総理頌詞」「正会長葉可樑演説詞」「副会長黄君召棠演説辞」『全国農会聯合会第一次紀事』43頁～55頁。
- (14) 「陶昌善唐有恒呈文」(『全国農会聯合会第一次紀事』)13頁～14頁。
- (15) 拙稿「留学生名簿にみられる清末中国人の日本蚕糸業への留学実態」(『歴史文化社会論講座紀要』第16号、2019年3月)。
- (16) 拙稿「留学生名簿にみられる清末中国人の日本蚕糸業への留学実態」。
- (17) 李嘉琰は他の2人と順番に「招待員」(接待係)として毎日午前10時～12時、午後2時～4時に西単牌樓農林部内にある招待所(宿泊所)で各省の代表を接待するという。「農林部全国農会聯合会籌備処通告」(『政府公報』1913年1月17日第251号)。「振興農業之先導者」(『申報』1913年1月29日)。
- (18) 「委派籌辦委員一覽表」(『全国農会聯合会第一次紀事』)24頁。なお、「審査股」は質確保のため、事前に議案を審査し、修正を行うこともある。「陶昌善唐有恒呈文」(『全国農会聯合会第一次紀事』)14頁。
- (19) 「四川省農業情形」(『全国農会聯合会第一次記事』)107頁。この報告書の署名に、「農会代表李樵・劉安欽・趙鳴鼎・胡永齡等報告」と4人の名を連ねている。
- (20) 劉安欽と同じ考えを持つ一人に、江蘇南通農業学校主任をつとめた孫潤江(観瀾)がいた。彼は農会聯合会の開催に先立って、「對於農林部全国農会聯合会建議案」(『南通師範学校校友会雜誌』1912年第3期)を提出した。聯合会への10件の建議案のうち、「奨励産業組合並建設中央産業組合会」が含まれ、産業組合ならびに中央産業組合会の設立を訴えた。なお、劉安欽のこの提案は採用されるには至らなかったらしい。
- (21) 「本部致広東・江蘇・浙江・実業司・民政司電」(『農林公報』1913年1月第2年第2期)。「陶昌善唐有恒呈文」(『全国農会聯合会第一次紀事』付録13頁)。
- (22) この会については種々の呼び名が見られたが、ここでは会則に基づき、「中華民國蚕糸会」とする。
- (23) 「中華民國蚕糸総会之出現」(『亜細亜日報』1912年9月14日)。原文は中国語、訳文は引用者による。以下同じ。
- (24) 張伯亜の詳細は不詳であるが、『民主報』所載の「歡迎革命鉅子」(1913年2月9日)、「革命紀念会啓事」(同)などの広告からは、辛亥革命に積極的に参加した者と推測される。
- (25) 「中国蚕糸総会籌備処啓事」(『民主報』1912年9月25日)。同じ告示は9月25日～11月15日の間に繰り返し掲載されたことから、第2回相談会は11月15日以降に行われただろうと推察される。
- (26) 『国風日報』は1911年3月～1914年7月に北京で発行された新聞。社長兼総編輯は白逾桓、思想宣伝の理由で当局によって発刊禁止とされた。章開沅主編『辛亥革命辞典』(武漢出版社、2011年)266頁。
- (27) 「中華民國蚕糸業会成立大会広告」(『民主報』1913年2月26日～同年3月6日)。
- (28) 「蚕糸総会成立大会誌盛」(『民主報』1913年3月2日)。
- (29) 張秋白の詳細については不詳。当時は『国風日報』の記者だったのであろう。「関于国風日報停刊前後之種種」、『民主報』1913年5月19日。その後は、旧議員(「旧議員对友邦国会声明」、『益世報』1919年1月5日)、北京の新聞大学校長(「新聞大学招生」、『晨报』1925年8月27日)などの肩書が見られた。
- (30) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (31) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (32) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (33) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (34) 『東北帝国大学一覽自明治42年至明治43年』(東北帝国大学農科大学、1909年)159頁、『東北帝国大学一覽自明治44年至明治45年』(東北帝国大学農科大学、1911年)161頁。
- (35) 「宣統二年帰国留学生史料統編」(『歴史档案』1997年12月第4期)60頁。
- (36) 劉国銘ほか編『中国国民党百年人物全書 下』(團結出版社、2005年)1993頁、『日本留学支那要人録』

- (興亜院政務部、1942年、『日本留学中国人名簿関係資料』第4巻、龍溪書舎、2014年所収) 173頁。
- (37) 陶昌善は農林部農務司長(1912.7~1914.1)、農商部農林司長(1914年1月~1917年9月)を歴任してから、吉林実業庁長(1917年9月~1920年1月)に転出する。同じ留日出身の黄芸錫がその後任(1917年9月~1927年6月)になる(劉寿林編『辛亥以後十七年職官年表』、沈雲竜主編『近代中国史料叢刊続編』第5輯、文海出版社、1974年所収、73~88頁、264~265頁)。陶・黄司長時代は、留日学生が中央農業行政をコントロールしていたという説がある。楊瑞『中華農学会研究』(三聯書店、2018年) 51頁。
- (38) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (39) 東京府神田区仲猿楽町四番地にあり、1906年9月に清国留学生のために設立認可された私立学校。<https://www.juntten.ed.jp/kousi/160nen-65.htm> (2022年2月6日閲覧)
- (40) 『清末各省官自費留日学生姓名表』(前掲沈雲竜主編叢書続編第50輯所収) 233頁、『東京高等蚕糸学校卒業生一覧』(東京高等蚕糸学校、1932年) 66頁。
- (41) 「宣統二年帰国留学生史料続編」65頁。なお、李嘉瑗と同時に「優等」の成績を獲得した中国蚕糸業会会員に、况天爵(31才)、林溥瑩(22才)の名が、「中等」の成績獲得者に、鮑化龍(23才)の名が見える。同65頁。
- (42) 「八月二十四日臨時大總統命令」(『申報』1912年8月27日)。なお、黄公邁は「視察」となった。
- (43) 「委派籌辦員一覧表」(『全国農会聯合会第一次紀事』) 24頁。
- (44) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (45) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (46) 「蚕糸総会宗旨之發表」(『雲南実業雑誌』1913年7月第1年第1期)。
- (47) 『太平洋報』は同盟会によって1912年4月1日に上海で創刊された新聞である。社長は姚雨平、經理は朱少屏、総編輯は葉楚傖。副刊は柳亜子、李叔同が主編を担当。経費困難のため、同年10月18日に廃刊。王榮華主編『上海大辞典』中冊(上海辞書出版社、2007年) 1206頁。
- (48) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (49) 原文では「蚕」と「会」の間に一字欠如している。文脈から「蚕糸会」と補欠した。
- (50) 「中華民国蚕糸会簡章」(『太平洋報』1912年7月4日)。
- (51) 同上。
- (52) 「中華民国蚕糸会簡章(続)」(『太平洋報』1912年7月5日)。
- (53) 「中華民国蚕糸会簡章(続)」第12章第51条、第54条(『太平洋報』1912年7月5日)。
- (54) 「中華民国蚕糸会簡章」第3章第3条(『太平洋報』1912年7月4日)。
- (55) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (56) 「蚕糸総会成立大会誌盛」。
- (57) 『辛亥以後十七年職官年表』73~78頁、264~265頁。
- (58) 「中華民国蚕糸会簡章」第3章第3条。
- (59) 拙稿「清末期蚕業留日学生と中国蚕糸業会(東京)」。
- (60) 「中華民国蚕糸会簡章(続)」第7章第24条(『太平洋報』1912年7月5日)。
- (61) 『辛亥以後十七年職官年表』73~78頁。
- (62) 「全国農会聯合会章程」第2条(『全国農会聯合会第一次記事』) 7頁。
- (63) 盛先覚「對於今日全国農会聯合会之商榷」(『民主報』1913年2月1日)。
- (64) 「葉会長可樑答詞」(『全国農会聯合会第一次記事』) 12頁。
- (65) 例えば、杭州実業団が日本実業視察に出発する前の1911年8月17日、中国蚕糸業会職員が彼らのために饞別会を設けた。「筵饞赴日実業代表」(『申報』1911年10月8日)。この記事には「中国蚕糸業会

職員」の姓名は記されていないが、その職員とは、杭州西湖浙江蚕桑学校在職中の中国蚕糸業会第3代会長倪紹雯、同会庶務幹事朱顯邦などであったと推察される。

- (66) 例えば、既述の同会副会長の李嘉琰や会員の黄公邁は、江蘇・浙江・広東などの蚕糸業を実地調査したうえ、専門家の視点から、対策を含めた詳細な調査報告を提出した。「江浙粵糸業調査報告」（『農商公報』第3巻第9期、第10期、1917年4月、5月）。
- (67) 例えば、中国蚕糸業会会員であった四川省酉陽州出身の邱鶴（日清蚕業学校卒業）と同省合江県出身の陳信（信濃蚕業学校卒業）は1910年に成都で『蚕叢』を創刊し、1911年の第8冊まで刊行しつづけた。この雑誌には、劉安欽（東京蚕業講習所卒業）、李尚忠（信濃蚕業学校卒業）などとも中国蚕糸業会会員も投稿している。